

みずき野福祉協力員設置要綱

(設置)

第1条 みずき野町内のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯，子育て世帯，身体の不自由な方，自宅で介護している方など，支援の必要な人々が，慣れ親しんだ地域で安心して自立した生活が継続できるよう，地域ぐるみで支援体制を構築し，市，社会福祉協議会や関連機関と相互に連携して効果的な見守り助け合いの支援を行うことを目的とし，「みずき野福祉協力員」(以下「協力員」という)を置く。

(活動範囲)

第2条 協力員の活動範囲は，みずき野町内とする。

(活動形態)

第3条 協力員の活動形態は，各丁目ごとに組織されるチームの活動と，1丁目から8丁目を合わせた全体での活動とする。

(構成)

第4条 協力員の責任者は町内会長とし，民生委員及び町内会副会長が町内会長を補佐する。

2 協力員の任期は2年とし，再任を妨げない。

3 協力員は，町内会長が委嘱する。

4 事務局はみずき野町内会に置き，町内会会計担当副会長が会計を兼ねる。

(役員会)

第5条 協力員の活動内容は，町内会長，町内会福祉担当副会長，町内会会計担当副会長及び民生委員代表2人をもって組織する役員会において決定する。ただし，日常の軽易な活動の内容については，町内会長が専決し，これを役員会に報告する。

2 役員会は，町内会長が招集し，これを主宰する。

(チーム)

第6条 みずき野町内の1丁目から8丁目のそれぞれに，チームを置く。

2 チームは，各丁目の民生委員及び協力員をメンバーとして組織する。

3 チームは，民生委員をリーダーとし，サブリーダー1人を置く。

(守秘義務)

第7条 メンバーは，活動をとおして知り得た個人情報を，協力員活動の目的外に利用し，または他にもらしてはならない。メンバーでなくなった後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか，協力員の活動に必要な事項は，町内会長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成25年7月10日から施行する。